

電気通信紛争処理委員会（第248回）

1 日時

令和7年2月18日（火） 15時00分～

2 場所

8階第1特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

大雄 智、眞田 幸俊、柴田 潤子、杉山 悦子、中村 豪、宮田 純子
（以上6名）

(3) 総務省

総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 小川 裕之

(4) 事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 岩坪 昌一

4 議題

携帯電話の基地局整備等について【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。ただいまから第248回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員5名に出席いただいております。定足数を満たしております。なお、小川委員におかれましては、都合によりウェブにより御出席いただいております。また、特別委員は今のところ5名に御出席いただいております。一部は御都合によりウェブで参加いただいております。

御質問や御意見等の御発言がある場合には、いつもと同じように会場の方は挙手で、ウェブ参加の方は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

(2) 議題：市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（案）について【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっております。

それでは、携帯電話の基地局整備等ということで、総合通信基盤局の電波部移動通信課の小川課長から御説明をお願いします。本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いします。

【小川移動通信課長】 ただいま御紹介にあずかりました移動通信課長の小川です。本日は移動通信分野、特に携帯電話、5Gの基地局整備等に関わる動向について御紹介をします。

御案内のとおり、本委員会のあっせん・仲裁の対象としましては、電波法の関係について、2点あります。1点目は、無線局の開設変更にあたって、ほかの無線局に混信やその他の妨害を与えるおそれがある場合に、妨害を防止するために必要な措置に関する他の免許人との協議に関すること。もう1点は、携帯電話用周波数等の割当て、再割当てを行う場合における終了促進措置に関することであります。また、昨年12月の当委員会におきまして、事業政策課よりインフラシェアリングについて、当委員会の紛争処理の対応への追加の検討の説明があったと伺っているところです。本日は、こうした当委員会とも関連に深い事項に触れながら、携帯電話、特に5Gの基地局整備を取り巻く最新の動向について御説明をします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、資料248に基づきまして御説明をします。まず、表紙をめくっていただきまして、5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方と書いてあるスライドです。5Gは、三つの特徴を持っていると言われております。すなわち超高速、超低遅延、多数同時接続といった三つの特徴を持っていることです。特に超高速通信に期待が寄せられています。

こうした特徴の実現とエリアのカバレッジの拡大というものを実現していくという観点から、図の真ん中にお示ししておりますように、様々な周波数帯を活用して、現在5Gの整備が進められているところです。真ん中の周波数の帯ですが、一番左から700MHz、一番右には28GHz、40GHzと書いて

ていますが、左から右にかけて周波数が高くなっていくという形で周波数を示しており、情報伝送量とカバーエリア、それぞれ特徴があります。上の青い矢印で示していますように、図で言いますと左側ですが、低い周波数については、カバーエリアが大きくなるという特徴があります。一方で、高い周波数に比べますと情報伝送量は小さいという特徴があります。一方、周波数が高くなるとまいますと、逆に情報可能な伝送量は大きくなるという特徴がある一方で、カバーエリアについては低い周波数よりも小さくなるという特徴があります。こういったトレードオフの関係も踏まえながら、低い周波数を活用してエリアカバーを確保しつつ、高い周波数を活用して、たくさんの情報量进行处理していくといった使い分けによりまして、5Gの整備が進められているという状況です。

赤い線で6GHzと書いていますが、6GHzの直下の周波数帯をサブ6という言い方をしておりまして、この周波数が5Gのメインの周波数と言われております。このサブ6とミリ波の周波数が5Gの専用周波数として、現在、国内で割り当てられております。そのほか4Gと共用する形で下の周波数を割り当てているという状況でございまして、こうした周波数帯の使い分けについては、日本のみならず、欧州等でもこういった周波数の特徴を生かした使い方がされています。

続きまして、次のページですが、これらの周波数帯における実際の周波数の割当状況、周波数の幅の状況をまとめたのがこの表です。一番左に各事業者のロゴマークが書いていますが、事業者ごとに、各周波数帯にどれぐらいの周波数の幅が割り当てられているのかを整理した表になっています。この表の中で赤くくくったところが、先ほど言いましたサブ6、それからミリ波と言われております5Gの専用の周波数帯として割り当てられた周波数帯です。この赤い数字を御覧いただくとお分かりいただけますように、5Gの周波数帯には、比較的まとまった幅の周波数を割り当てています。すなわちサブ6の周波数帯では100MHz幅から200MHz幅、それから、ミリ波の28GHz帯においては400MHz幅を各社に割り当てておりますが、こういったまとまった幅の周波数を割り当てることによりまして、5Gの特徴であります高速大容量といった通信を実現することを確保しています。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。これは大変細かい表で恐縮ですが、先ほど言いました周波数帯ごとにどれぐらいの基地局を各事業者が設置しているかという統計をまとめたものです。これについては詳細な説明を割愛しますが、一番右下に赤い数字で総計を書いています、大変文字が小さくて恐縮ですが、一番上の26万局余りが、現在5Gの基地局の総数ということです。その下にあります70万余りの数字、これが第4世代、4Gの基地局の総数ということで、現在これぐらいの基地局の数が整備をされています。

続きまして、5ページですが、この数字の内訳を示しております。すなわち5Gの基地局数について、事業者ごとの内訳、それから、5Gによって各社人口をどれぐらいカバーしているのかを示したのがこの図表です。5Gの基地局数については、各社いろいろばらつきがあるところですが、先ほど言いましたように、総計としては26万局余りという状況です。また、5Gの人口カバー率については、この4社の重ね合わせとして98.1%をカバーしているというデータになっています。

これのさらに細かい内訳を下の棒グラフで示しているところですが、5Gの基地局数の周波数帯ごとの内訳については、左下の棒グラフで示しておりますが、この青いところについては、4Gと共用をしておりますいわゆる低い周波数帯、それから、オレンジと赤いところについては、5G専用で割り当てている周波数帯ということで、各社の置局の戦略の差が、こういった統計にもあらわれています。先ほど言いましたように、この青いところ、ローバンド、ミッドバンドについては、エリアカバーに適した周波数でして、そういったところから、先に基地局数を展開しているような事業者もあります。一方で、サブ6、ミリ波を中心に置局をしている事業者もあります。こういった現状、今5Gの整備中という状況の中で、各社の特徴があらわれているのではないかとこのところでは。

続きまして、6ページですが、携帯電話用の周波数の割当方式について御説明をします。携帯電話の基地局については、御案内のとおり、同一の社が相当数開設をする必要があるという無線局になっています。こうした無線局については、電波法におきまして、開設計画、基地局の整備計画の認定を受けた者の

みが割り当てられた周波数帯において一定期間、排他的に基地局の免許申請が可能という制度を電波法の中に設けているところです。

具体的には、下半分の図で示しておりますが、電波法上に手続が規定をされておりまして、まずに、審査基準等を示す開設指針、いわゆる割当方針を総務省で作成しまして、パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問・答申を経て告示をします。これがこの下の流れ図の左側、オレンジ色のところです。その後、開設指針の告示の後に開設計画の申請の受付ということで、これは各携帯電話事業者等が申請を行います。その後、提出された申請について、開設指針、割当方針に照らして審査を行います。審査については、この流れ図の中の青いところにありますが、絶対審査において最低限の要件を満たしているかの確認を行うとともに、申請が複数の場合には比較審査を実施することで、審査を行うということです。これを踏まえまして、電波監理審議会への諮問・答申を経て開設計画の認定、いわゆる周波数の割当てを行うといった手続を行います。

この認定期間については原則10年間となっており、10年間はこの認定を受けた事業者のみが、この周波数帯で免許申請を行うことが可能という仕組みになっているわけです。

続きまして、7ページに現在認定期間中の周波数帯を示しておりますが、直近では、一番下の4.9GHz帯について、5G向けに周波数を割り当て、ソフトバンク株式会社が昨年12月13日に認定を受けているところです。

続きまして、8ページを御覧ください。携帯電話用の周波数などを割り当てる場合に、電波は有限希少な資源でございまして、携帯電話用の周波数の割り当てに伴って、既に周波数帯をお使いのほかの免許人に、別な周波数に移っていただく必要がある場合があります。こうした場合は、通常国がその周波数の使用期限を定めて、その使用期限までに、既存の無線局に、別な周波数、別なシステムへの移行をお願いすることになりますが、それを促進するための措置としまして、終了促進措置というものがあります。終了促進措置については、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針、開設計画にしたがって、先ほど言った周波数の使用期限よりも早い時期に、既存の無線局の周波数移行を完了させるために、既存の無線局の利用者との合意に基づいて、

新たに携帯電話の基地局を設置する事業者が移行費用等を負担するという措置です。

上に書いてある従来の例という絵を御覧いただければと思いますが、従来、既存無線局で周波数を使用されているところに新たに携帯電話を割り当てる場合については、あらかじめ既存無線局が全て移行した後に基地局が整備されてきたわけです。いわゆる更地にした後に新たな割り当てを行うということです。一方で、これは非常に移行に時間がかかるといったデメリットもあります。こうしたことから、下の絵ですが、終了促進措置においては、携帯電話事業者が移行費用を負担することによりまして、既存無線局を順次移行させながら、基地局を整備して、順次サービスを開始していくといったことを可能としているところです。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。この終了促進措置の実施状況ということでございまして、過去に割り当てられた周波数帯の幾つかの周波数帯におきまして、こういった終了促進措置が実際に行われているところです。左から三つ目のところに認定開設者という欄がありますが、これが割り当てられた携帯電話事業者です。その右にございますのが既存システムということで、これがその周波数帯を従来使っておられた方ということでございまして、認定開設者が既存システムの移行費用を負担することで、携帯電話の整備を行うという条件で割り当てたというものです。周波数帯や既存システムによりまして、移行に必要な費用というものはかなり違ってくるわけですが、これまでの実績については、一番右の欄に記してあるとおりです。

続きまして、10ページを御覧いただければと思います。5G用の周波数帯の利用状況ということで、周波数の帯を幾つか示しております。この周波数帯については、冒頭御説明言いましたサブ6と言われる6GHzよりも少々下の周波数帯と、ミリ波と言われております28GHz帯、どちらも5G用として割り当てた周波数帯におけます周波数の利用状況を示したものです。

御覧いただくと分かりますように、5Gと書いてある赤い帯がありますが、赤い帯が単独で使われている周波数帯はほとんどなくて、上下に別な用途で使われているという状況がお分かりいただけるかなと思います。こうした周波数帯の利用状況におきましては、5Gに割り当てるに当たっては、既に同じ周波

数帯を使っている利用者、免許人を、先ほど言いましたように終了促進措置で移行させていくか、あるいは共存が可能な場合は共存をしていくということで、携帯電話に使っていくということになります。先ほど言った終了促進措置については、移行して空けた上で割り当てますが、5Gの時代になってまいりますと、もう周波数がかなり逼迫しているという状況でございまして、技術的に共存可能な条件について、あらかじめ技術的な検討を行いまして、一定の条件下で周波数の共用を図っていくということが行われるようになってきています。

この共用という言い方ですが、当然同じ周波数帯を共用することもありますし、電波は一定の幅を持って発射されるため、周辺の周波数帯についても、共存、共用の検討を行って、技術的な条件を確認していくということが必要であります。こうした検討を踏まえて、一定の無線局との間隔、離す距離を確保するであるとか、あるいは基地局の総数を管理するという形で同じ周波数を使う、あるいは隣の周波数帯を使う、既存の無線局に影響を及ぼさないという合意を取った上で携帯電話の基地局を置局することが5Gでは行われているところであります。

具体的には、11ページを御覧いただければと思います。ここでは他の免許人との共用合意の例で示しているところですが、新たに開設しようとする無線局、この場合は携帯電話の基地局である場合が多いですが、他の既設の無線局に混信を与えることのないように、無線局の審査に当たって、新たに設置する無線局の申請者が、既にある無線局の免許人と共用について合意していることを審査項目の一つとしています。先ほど言いましたように、周波数共用の例ということで図を下に示しておりますが、左側に静的な共用と書いていますが、これは既存のシステムについて、新たに入る携帯電話と混信しないように、新たに入る携帯電話の基地局は、混信しない十分な離隔距離を確保することで、既存の免許人と合意をすることであるとか、あるいは、右側にございますダイナミック周波数共用ということで、これは地理的な離隔距離ではなくて時間的な共用ということで、同時に同じ周波数を使っている既存のシステムが運用していない間に携帯電話の基地局の電波を出すと、こういったシステムを構築して周波数を共用、シェアをするシステムも導入をされているところです。

いずれにしても、無線局の審査基準においては、こういった共用の技術的条

件に基づき、審査基準において、既存無線局の免許人との間で、混信その他妨害を与えないことについて合意をしていることというのを審査基準として設けている場合があります。こうしたことも踏まえて、現時点ではこうした合意について、何か協議が整わないという事例は発生していないわけですが、万が一そういった事例になった場合は、紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象になってきます。

12ページを御覧いただければと思います。先ほど言いました直近の電波の割当てということで、4.9GHz帯の5Gへの周波数割当てについて御説明をしております。この4.9GHz帯の周波数帯ですが、周波数の帯を一番下の絵で示しておりますが、一番右下のソフトバンクを赤枠でくくってあるところ、この4,900MHzから5,000MHzと書いてある周波数帯が今回の割当ての対象でした。一方で、その下に5GHz帯無線アクセスシステム（既存利用者）と書いていますが、この周波数帯についても、既に使っておられる無線システムがあるので、携帯電話5Gへの割当てに当たっては、この周波数帯については終了促進措置を利用して、順次移行しながら割り当てていくということとしております。

そういった条件の下で割当て方針を示した上で申請を受け付けた結果、ソフトバンク株式会社から申請がありまして、審査の結果、この開設計画の認定を行いました。

具体的にこの開設指針、いわゆる審査基準において、終了促進措置についてどのように定めているかを示したものが13ページです。申請者が絶対に満たすべき絶対審査基準において、一番上の囲みに書いていますが、2点記載をしております。1点目は、既存無線局の移行に最低限必要な金額、この周波数帯については740億円と計算しておりますが、これを確保できることということ。それから、終了促進措置に関する計画が開設指針第五項の規定を遵守していること。この第五項の規定というものは下の表に整理をしていますが、具体的には、終了促進措置を実施することというのが1点目。それから、②に記載がございますように、移行先設備の取得工事に必要な金額の負担であるとか、あるいは、認定から6月以内に既存登録人等への問合せ窓口連絡先・対応時間の周知を開始すること等々を定めているところです。また、⑥におきましては、

既存登録人等と終了促進措置の内容について協議を行うことと。また、協議の申入れがあったときは、遅滞なく協議を開始することということが定められているところです。

認定開設者はこの指針に基づきまして終了促進措置の実施を行うわけですが、終了促進措置の内容について協議を行うといった観点におきましては、この協議が整わない場合に、こちらも本委員会のあっせん・仲裁の対象になってくるといったことになるわけです。

14ページを御覧いただければと思いますが、今回の終了促進措置の対象となります5GHz帯無線アクセスシステムの利用状況を示しているところです。いろいろな円グラフがあって大変恐縮なのですが、一番左上の登録人別内訳という円グラフを御覧いただければと思います。これがいわゆる利用されている方の内訳ということですが、実に様々な方がこのシステムをお使いいただいていることで、市区町村、放送、製造、交通・運輸、都道府県、電力・ガス等々様々な用途に活用されています。

実際どれぐらいの無線局があるかというのがその下の左下の円グラフですが、開設局数ということで、約1万3,000局が現在開設されているという状況です。

どのように使われているかの例が次の15ページにお示ししていますが、これも様々な用途に使われているのですが、主なもので言いますと、自営通信ということで、監視映像の伝送であるとか、社内ネットワーク、あるいは放送用では中継映像のバックアップという用途にも使われております。こうしたこともありまして、4.9GHz帯の割当てに伴う終了促進措置の実施に当たっては、こういった利用者の様々なニーズを踏まえて、特定のシステムではなくて様々な利用形態に応じて適した無線システムに移行していただくということが必要になってまいります。認定を受けましたソフトバンク株式会社においては、今後この終了促進措置の中で既存利用者と協議を行っていただいて、それぞれの利用形態に応じてシステムの移行を行っていただくということになるわけです。

以上、5Gの周波数割当て終了促進措置について御説明しましたが、続きまして16ページ、インフラシェアリングの関係を簡単に御説明します。

5Gになりますと、先ほど言いました高い周波数帯を活用していくというこ

とが必要になってまいります。周波数の特性上、電波が飛びにくいということもありまして、より多くの基地局整備が必要となってまいります。こうしたことから、効率性の観点から、基地局に関するもろもろをシェアリングするというインフラシェアリングの重要性が高まっているところです。特に地下街、地下鉄、あるいはビル、商業施設等の屋内施設に5Gの基地局を置くという場合、スペースに限りがありますので、こういった場合にも特にインフラシェアリングを活用していくことが重要になってきます。

一方で、我が国はインフラシェアリングの導入率が低いという現状もありまして、右側の棒グラフでお示ししておりますように、我が国でのインフラシェアリングの率というものはかなり諸外国に比べると低いという状況になっております。これは従来、事業者が競争によりまして基地局を整備して、自身のエリアを拡大してきたという経緯があることですし、また、その中で共同整備が必要なところについても、事業者間で共同で整備が行われてきたという経緯があります。一方で、こういったシェアリングを事業として参入していく企業も増えてきています。

こうした中で、17ページですが、総務省におきましては、補助事業であるとか、あるいは国有・公有施設の活用、ガイドラインの策定等の施策を実施して、シェアリングの取組を後押ししています。補助金については、携帯電話等エリア整備事業において、条件不利地域に携帯電話基地局を整備する場合に、条件不利地域についても、整備の効率性の観点から、できる限り共同で整備することが望ましいということで、共同整備による場合やインフラシェアリング事業者による整備の場合に、補助率をかさ上げしております。また、シェアリングを推進する観点から、シェアリング可能な国有財産のリストについても公表・周知しているところございまして、これについては、国有財産を管理する財務省のホームページで公表するとともに、各財務局に窓口を設けて対応に当たっていますし、東京都等の自治体におきましても、同様の取組を推進しているところです。

また、18ページですが、関係法令の適用関係について明確化を図る観点からのガイドラインの策定、公表という取組も進めているところです。

19ページですが、昨今の事例として1点御紹介ですが、公益社団法人移動

通信整備基盤協会（JMCIA）という団体があります。これは携帯電話事業者により構成をされております団体でございます。従来から携帯電話事業者が共同で整備をすることで、地下鉄であるとかトンネルであるとか、そういった電波が届きにくいところの対策について、事業者が共同で整備をするために設立された団体であります。いわゆる現在のインフラシェアリングの先駆けになるような団体であります。そうした団体と民間シェアリング事業者が協力・連携をして、5Gインフラの整備の促進を行っていく、そういった協力整備のトライアルを開始したと本年2月に発表したところです。

これは民間シェアリング事業者同士、あるいは携帯電話事業者が、ある意味場所とか整備の進め方において利害が対立する場面もまま見られてきているところではありますが、こういった連携の枠組みも出ている中で、今後、民間シェアリング事業者の活動がより一層増えていく中では、本委員会のあっせん・仲裁の対象になるような事案も出てくるかもしれませんし、あるいはこういった協力の枠組みの中で前に進んでいくという取組も見えてきているという現状かなと思っております。

長くなりまして恐縮ですが、説明は以上です。

【田村委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明について、委員から御質問、あるいは御意見がございましたらお願いします。それでは、三尾委員。

【三尾委員長代理】 13ページ、終了促進措置に関する審査基準を示していただいていると思うのですが、この協議が整わない場合は当委員会にというお話もあったかと思うのですが、この条件を拝見しますと、割とそれぞれの合意によって決まるというよりも、ある程度決められた内容に該当するかどうかとの内容なのかなという気がしたのですが、例えば、既に基地局を持っている方に対する幾らかの譲渡金であったり、そういうやり取りといったものも発生するのでしょうか。

【小川移動通信課長】 今、先生御指摘のとおりでございます。実際に既存の免許人に、周波数を移行してもらうに当たっての移行先の設備の取得であるとか、あるいは工事であるとか、こういった費用については、新しく入る携帯電話事業者に負担をしていただくということで、それについての協議を一件

一件合意をしていただくという必要があることです。移行する免許人が1者であれば、比較的この協議というのは簡単であります。今回の周波数帯においては、先ほど言ったように、様々な方がお使いになっておられます。かつ今、1ユーザーとして、必ずしも無線システムに明るくないユーザーもおいでになるかと思っておりますので、そういう意味で一件一件丁寧に協議をして合意をしていくということが必要じゃないかなと思っています。

【三尾委員長代理】 例えば、拝見しますと、地方公共団体であったり、割と公的な機関が保有しているというケースも多いように思うのですが、当事者間の中で移転先が見つければ移転を認めるということだけではなくて、公の必要性といいますか、災害時のアクセスポイントであったり、そういった観点からの配慮も必要かと思うのですが、その辺りは総務省で判断していくということになるわけですか。

【小川移動通信課長】 そういった観点から言いますと、直ちに現在お使いいただいている無線システムが使えなくなるというわけではなく、10年後に周波数の使用期限を設けております。国としては10年後までに移っていただきたいということで、そういった方針については、既存の免許人に対して、この場合、登録制度を使用しておりますので登録人ということになりますが、周知を複数回行っておりまして、移っていただきながら、携帯電話に割り当てていくという大きな方針について、御理解を賜りながら本件を進めてきたところです。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ、眞田委員。

【眞田特別委員】 19ページのインフラシェアリングですが、民間の事業者も含めて、ある種の競争を促進する必要性もある一方で、少々勉強不足で恐縮ですが、共同の整備を行うという側面もあって、どういうふうなバランスを取られているのかなと興味を持ったのですが。

【小川移動通信課長】 まさにその点が、現在課題といいますか難しい点だと思っております。と言いますのは、インフラシェアリング事業者、民間のシェアリング事業者の事業が今、拡大している状況であります。これまで携帯電話事業者が自ら、あるいは共同で整備してきたようなエリア、場所に

ついても、民間のシェアリング事業者のビジネス領域にもなっており、それぞれの利害が対立するとか、あるいは共同で何か協力していく必要性が、お互い認識され始めた段階であると認識しています。

そういった中で、今回の協力整備のトライアルも、皆さんが協力していかないと整備がうまくいかないところもあるだろうという一つの形のあらわれではないかなと思っています。

【眞田特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかにいかがでしょうか。では、小塚委員。

【小塚委員】 今の点をもう少し突っ込んでお聞きしたいのですが、要するに考え方としてどういう考え方を取るかということなのですが、一つの考え方は、例えば民間シェアリング事業者が施設を造れば、それはその事業者の私有財産ですので、どのように使わせようと自由である。そうすると、通信事業者の中にも、例えば各地で同じシェアリング事業者とたくさん取引がある通信事業者もあれば、ここだけという事業者もあって、たくさんお付き合いのあるところにはシェアリング事業者が有利な条件を出す、これは取引の自由ではないかという考え方も一方ではあり得ると思います。

他方では、その場所でその施設を共用することで、競争関係にあるとはいえ、しかし一般消費者向けに通信を提供する事業者であるとすれば、同じ条件で公平に使わせるべきだという考え方もある。

どちらの考え方もあり得ると思いますが、それについてどういう考え方を国としては取っていくのか。さらに言えば、おっしゃったように、例えばそこで協議が調わないで、当委員会に紛争に来たときに、委員会としてはどういう考え方に基づいて調整をすることになるのか。その辺り、何か決まっていることはありますか。それとも決まってないという答えなのでしょうか。

【小川移動通信課長】 現状では、例えばどこを協調領域と見るか、どこを競争領域と見るかが、まさに刻々と動いているような状況ではないかなと思っています。例えば、今まさに地下鉄、地下街の5G整備で協力トライアルとなりますが、これは従来、4Gまでの時代であれば、当然公共的な場ということで、携帯電話事業者が共同で整備をするという発想で取り組んでおられた領域だと理解をしておりますが、そういった領域にも民間のシェアリング事業者

が、ビジネスの領域として認識をされて実際に活動を始められている状況になっていると思います。そういったところで、ここは公共だ、ここは競争だという明確な線引きについては、国もはじめ共通の認識がまだまだこれから醸成されていくところではないかなと思っています。

あと、それぞれの事業者と、それからシェアリング事業者の関係だけではなくて、施設を持っている施設管理者も絡んでくる問題ということでございます。例えば、駅など、そういった3者の関係をどう調和していくかとか、この辺は非常に大きな問題だと我々も認識しておりますけれども、前回の委員会でも事業政策課のほうからも御紹介もございましたけれども、事業の発展の観点から、私どもは電波の適正な監理の観点からも、よく検討していくべき課題ではないかと思っています。

【小塚委員】 これまでの委員会でも同じような発言をしたかもしれませんが、丸投げをされてもなかなか委員会としても調整は難しいところで、政策として何か決まっているとか、あるいは地上放送事業者と基幹放送事業者の関係のように、何か事業者間で合意ができるかということになっていくと調整もしやすいのですが、何もないところでいきなり紛争処理をするといってもなかなか大変なので、少々何かあると良いかなと前から発言しているような気がします。よろしくお願いします。

【小川移動通信課長】 我々も悩みながらということで、すみません。

【田村委員長】 一つの紛争の種にはなっているかと、その辺の御検討もよろしくお願いします。ほかに。中條委員。

【中條委員】 16ページのところで、インフラシェアリング事業についてのポイントが書かれていて、効率性の観点から重要性が高まっていることはよく理解できました。一方で、今のお話の中では、やはり事業者間の調整の難しさとか、そういったデメリットもあるのかなと思ったのですが、その辺りのデメリットなり問題点も少し教えていただきたいのと、あと海外の例として、アジア太平洋地域を御紹介いただいたのですが、欧米などはどのような状態なのかということも教えていただけたらと思います。

【小川移動通信課長】 まず、海外の事例で言いますと、やはり欧米についても、インフラシェアリングのシェアは高いと一般的に言えると思います。調

整の観点で言いますと、インフラシェアリングということで、シェアリングをする事業者がどれぐらい参画するのかが一つポイントになってくるかなと思います。シェアリングする以上は、シェアリングをする事業者が複数いることが前提になっているわけですが、それをインフラシェアリング事業者が、そういったシェアリングに乗っかってくれる事業者をきちんとつかまえられることができるかというのは、インフラシェアリング事業者にとっては一つ調整のプロセスとして必要な部分になってくると思っております。

一方で、全社、あるいは複数社がそろわないと、民間の事業者はシェアリングの事業をやらないのかということと必ずしもそうではなくて、乗っかるタイミングは異なることも想定しながら、一定程度のリスクを取ってシェアリング施設を整備することもありますので、そういう意味では、一般にスピード感を持って整備をできるというメリットもあるとも言われています。そういった事業者の参画を得ること、それから、リスクをどれぐらい取るといったところは、一つの調整の要素としてあるのかなと思っております。

【中條委員】 例えば、現在の携帯電話事業者が、子会社をつくってそこに参画させるというやり方も可能なのでしょうか。

【小川移動通信課長】 子会社としてシェアリング事業に参入することは当然あると思ひまして、シェアリングについても、土地とか鉄塔のシェアリングとか、いろいろな形態のシェアリングがあります。そういった観点では、5Gの整備のために、事業者同士が共同で設立した会社によって5Gを整備していくという動きもあります。

【中條委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかにいかがでしょうか。ウェブで参加されている方、ございましたら。柴田委員。

【柴田特別委員】 今、インフラシェアリングのお話なのですが、少々基本的なところで恐縮なのですが、これはやはり事業者も、インフラシェアリングの取組も、日本では非常に少なく、やはり国としてはこれを推進していきたいという、そういうスタンスで考えてよろしいのかということと、あと、事業者側は、やはり個別で対応するよりは、事業者で共同にしたほうが効率的であるというケースなののでしょうか。事業者から見て、これが効率的なものなのか、

非効率的なものなのか気になりましたので、教えていただければと思っています。

【小川移動通信課長】 まず、国としては、インフラシェアリングの取組を進めるために、先ほど言いましたように、様々な後押しの策も設けており、推進をしているという立場でございます。

事業者にとってのメリットで言いますと、従来は事業者のエリアの拡大競争ということで、独自に鉄塔、アンテナを立てていったとの経緯もあったかと思うのですが、先ほど御説明したように5Gになってまいりますと、なかなかこれまでの電波と違って、周波数の特性上より多くの基地局の整備が必要になってくることもありますので、事業者としてもシェアリングによってそういった設備投資を減らしていくというメリットがあると理解をしています。

【柴田特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかにいかがでしょうか。

特に御質問等なければ、これでこの議案に関する質疑を終わらせていただきます。小川課長におかれましては、お忙しい中ありがとうございました。

【小川移動通信課長】 どうもありがとうございました。失礼します。

(小川移動通信課長退室)

(3) 閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上ですが、委員、特別委員の皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、事務局からお願いします。

【小原参事官】 本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程については、別途、御連絡したいと思います。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会としては閉会します。長時間ありがとうございました。

—— 了 ——